

秋田県告示第134号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報の修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 秋田県全域